

番号	1
項目	<p>緊急時の支給量決定は、区役所段階で敏速に対応して、決定できるシステムを検討してください。</p> <p>(主旨：緊急時の場合の支給量の変更は、区から市に上げて協議をするとか、審査会を通すとか「非定型」や「支給変更」の従来のシステムに拘るのではなく、区が相談支援事業所と連携をして即座に対応してほしい。)</p>
<p>(回答)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」と言います。）に基づく障がい福祉サービスのうち、居宅介護や重度訪問介護につきましては、障がい支援区分や介護する方の状況等に応じた支給決定基準がありますが、個々の事情に応じ、いわゆる非定型として支給決定基準を超過する決定を行うこともあります。</p> <p>非定型として支給決定を行うにあたっては、区保健福祉センターが作成する支給決定案により必要とするサービスの量を協議検討します。あわせて、国が示す通知並びに事務処理要領に基づき、その支給決定案について医師や福祉専門職で構成する市町村審査会に諮り、有識者等の意見を聴いたうえで個別に支給決定を行うこととしております。</p> <p>一方で、当該手続きに日数を要することとなり、その間サービスを必要とする方がご不安に思われていることも認識しております。</p> <p>本市としましても、必要な支援ができる限り速やかに決定されるよう、個々の状況に応じ、丁寧な聴き取り並びに迅速な事務手続きの実施に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8245

番号	2
項目	<p>緊急時は区にケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、相談支援事業所に任せずに、即座にアウトリーチをする等、現状把握の上、支給量変更決定の権限を持てるようにしてください。</p> <p>(主旨：そうしないと当事者も不安だし、支援する居宅介護支援事業所も不安である。民間の相談支援事業所任せにしないでほしい。)</p>
<p>(回答)</p> <p>計画相談支援事業所との利用契約があり、計画相談支援の対象となっている方から、支給量の変更にかかる申請があった際には、担当する計画相談支援事業者の相談支援専門員が、その方の状況を把握したうえで作成するサービス等利用計画案の提出を求め、その内容を勘案して支給決定を行うこととされているところです。</p> <p>なお、計画相談支援の対象となっていない方であって、ご本人がセルフプランを作成するにあたり、必要に応じて区保健福祉センターの職員が作成を補助することは可能です。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8245

番号	3
項目	<p>緊急時は、支援計画に拘ることなく、状況の変化に応じて、その都度、支給変更しなくても柔軟に障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</p> <p>(主旨：骨折した翌日3月9日と支給量が決定した4月24日では、妻の容体も大きく違い、通院が減り、身体介護や家事援助を増やしたい状態に変わってきている。また計画を変更しないといけない状態になってきているのである。もっと言えば、こんな大変な時ぐらいは、期間を決めてでも、気兼ねなく必要な時間を利用できるようにしてほしい。特に居宅介護利用者の場合は、そういう対応が求められる。)</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービスを利用いただく際には、法の規定に基づき支給申請や支給量変更申請等、利用される方からの申請が必要となります。</p> <p>また、サービスを提供する事業所においても、基準省令に基づき、障がい福祉サービス受給者証により受給資格や支給量等を確認し、契約時間数を定めただうえで、サービス提供を行う必要があるため、支給決定を受け、受給者証の交付を受けていることが前提となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>一方で、障がい状況等が著しく変化し、必要とするサービスの量等の見直しが必要となった場合等において、支給量変更等の支給決定を行うまでの間に、サービスを必要とされる方がご不安に思われていることも認識しております。</p> <p>必要な支援ができる限り速やかに決定されるよう、個々の状況に応じ、丁寧な聴き取り並びに迅速な事務手続きの実施に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8245

番号	4
項目	<p>特例介護給付費を緊急時支給変更時にも利用できるように、利用対象を広げてください。</p> <p>(既に障害福祉サービスを支給されている者が、緊急時で支給量を変更しないといけない場合、市の支給量決定システムの対応では、支給決定が遅くなるため、特例介護給付費を利用できるようにしてほしい。)</p>
	<p>(回答)</p> <p>特例介護給付費の対象については、法により規定されていることから、本市として対象を広げることはできませんが、すでに障がい福祉サービスを利用されている方から支給量変更の申請があった際には、速やかな支給決定が行えるよう、区における事務処理の効率化やマニュアルの整備等について検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8245